

お問い合わせ先

担当者	衛生課食品指導係 担当： 信原、中川				
連絡先	Tel 077-522-8427		内線 18414		
総合計画 位置付け	基本方針	基本政策	施策	取組の 方向性	主な取組
	1	3	8	3	3

令和4年 11月 25日

食の安全・安心を推進します ～令和4年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施について～

多種類の食品が短期間に大量に流通する年末に、食中毒等食品による健康被害の防止を図るため、大津市内の食品関係施設に対し、「令和4年度大津市食品衛生監視指導計画」に基づき、食品の衛生的な取扱いや添加物の適正使用等について、監視指導及び食品の検査を実施します。

- 1 実施期間 令和4年12月1日（木）から令和4年12月27日（火）まで
- 2 実施機関 大津市保健所
- 3 実施内容

(1) 施設の監視指導 （計画：500件）

食品関係営業施設の衛生状態、食品等の製造・保管・販売方法、添加物等の適正使用、従事者の健康管理等について法制化されたHACCPに沿った衛生管理に基づき適正に行われているか監視指導を行い、食品事故の発生を防止するように努めます。特に以下の施設については、重点的に監視指導を行います。

- ・冬期に多発するノロウイルス食中毒の発生を未然に防ぐため、大量調理を行う学校教育関連施設や弁当調製施設
- ・カンピロバクターやO157等による食中毒を防止するため、生や加熱不十分な肉類を提供・販売する施設

(2) 食品等の試験検査 （計画：13検体）

市内に流通する食品・農産物の安全確保を図るため、食品添加物、細菌（成分規格等）、残留農薬等の試験検査を実施します。

(3) 食品の表示に関する監視指導

消費者が食品の選択を適切に行うため、期限表示、食品添加物及びアレルギー等に係る食品の表示等について、重点的に確認し、適正な食品表示の徹底を指導します。

(4) 措置

監視又は検査の結果、違反を発見した場合には、遅滞なく、衛生上の危害を防止するための厳正な措置を行います。

4 その他

消費者等に対し、食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を図る観点から、大津市保健所ホームページに食品衛生に関する情報掲載を積極的に行います。